

2017年2月8日、安全保障理事会第7878回会合にて採択

安全保障理事会は、

スーダンに関する安保理の従前の諸決議および安保理議長諸声明を想起し、

平和という大義に対する、スーダンの主権、独立、統一および領土保全に対する、そして決議 1591 (2005) の完全且つ時宜を得た実施に対する安保理の公約を再確認し、同地域における国家間における善隣、不干渉および協力の原則の重要性を想起し、そしてスーダン政府が、法の支配、国際人権法および国際人道法に対する点で、その領域内の全ての住民を保護することについて、主要な責任を負っていることを更に想起し、

アフリカ連合ハイレベル履行パネル (AUHIP) の活動の重要性、ダルフールにおけるドーハ和平文書 (DDPD) の目的、AUHIP の現行の和平努力に基礎を置いている包括的な国民対話に対するスーダン政府の公に述べられた約束に留意し、さらに一年の間 AUHIP の職務権限を延長するというアフリカ連合平和安全保障理事会の決定を歓迎し、そして政府と反政府の両方により署名された、AU 行程表協定を更に歓迎し、また署名集団に対し、交渉による敵対行為の停止とオープンで包括的な政治対話に向けて活動することにより行程表を実施することを促し、

ダルフールにおける暴力および継続した違反と虐待を終わらせる必要性をくり返し表明し、持続可能な平和を求めて紛争の根本原因に十分に対処することの重要性を強調し、そしてダルフール紛争は軍事的に解決されることはできず恒久的な解決は、包括的な政治過程を通してのみ得ることができることを認識し、

政府と武装集団との間の紛争は、ほとんどジュベル・マラ地域に限定されてきていることに留意し、そして共同体間の暴力、民兵活動、山賊行為、並びに政府と武装集団間の戦いを含む、残っている暴力と危険な状態に特に懸念を残すと同時に、暴力の全体的な削減を認め、そのような暴力と危険な状態が、文民に悪く影響し続けそして 2016 年に観察された国内避難民 (IDPs) の数の増加の原因となってきたこと、またスーダン政府が、脆弱な一般住人が居住している紛争地区への人道アクセスを制限し続けて

いることに懸念を表明し、そしてスーダン政府に対し、人道、公正、中立および独立を含む、国際連合緊急人道支援指導原則、並びに国際法の関連規定に適合して、人道機関と要員による全ての地区への時宜を得たまた妨害のない人道アクセスの促進を改善することによるものを含めて、ダルフルの人々が直面している緊急の人道危機に対処するため、国際的な協力機関と協働することを促し、

文民、とりわけ女性や子どもなどの脆弱な集団の構成員に対するあらゆる暴力行為を慎み、そしてあらゆる人権違反と侵害並びに国際人道法違反を終わらせる全ての武装関係者の義務を強調し、またこれらの行為の幾つかは、国際法の下での戦争犯罪または人道に対する罪に相当する可能性があることを更に強調し、

ダルフルにおける非署名武装集団およびダルフルの外の集団との間の、とりわけ軍の、外部とのつながりに懸念を表明し、ダルフルにおけるそのような武装集団に対する直接または間接の軍事的支援を止めることを要求し、そしてスーダンにおける紛争には軍事的解決はないことに留意しつつ、力によるスーダン政府の転覆を目的としたあらゆる武装集団の行動を非難し、

紛争の当事者が、自制を働かせそして空爆を含む、あらゆる種類の軍事行動を止めることを要求し、

当事者による一方的な敵対行為の停止宣言を歓迎し、敵対行為の停止宣言の継続した実施を促し、そして当事者に対し、恒久的な敵対行為の停止に速やかに達することを奨励し、

スーダン解放軍アブドゥル・ワヒード派（SLA/AW）を含む、ジュベル・マラ地区における紛争に関与した全ての武装集団に対し、包括的で持続可能な和平合意に向けた第一歩として、AU 主導の和平交渉に参加することを促し、そして和平プロセスを妨害し、ダルフルと同地域における安定に対する脅威を構成し、国際人道法または人権法の違反若しくはその他の残虐行為を犯すか、または関連する諸決議に従って加盟国により実施された措置を侵害する個人または団体に対して対象を特定した制裁を考慮する安保理の意思を想起し、

安保理決議 2117（2013）と事務総長報告書（S/2015/289）を想起し、そして小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用から生じるダルフルにおける平和と安全に対する脅威、および武力紛争により影響を受けた文民に対するそのような兵器の使用、並びに不発弾により与えられた文民に対する継続した脅威に懸念を表明し、

決議 1591 の第 3 項に従って設立された、1591 委員会（以下「同委員会」）の事前の承認なしに、ダルフルへの武器と弾薬の日常的な移動に関与している、スーダン政府のラピッド・サポート・フォース（RSF）および政府と協力関係にある武装集団を含む、スーダン政府による決議 1591（2005）の継続した違反を憂慮し

文民に対するあらゆる故意のまた無差別な攻撃、文民に対する性的暴力の行為、適用可能な国際法に違反した子どもの勧誘と使用、および子どもに対するその他の違反と侵害、並びに文民に対する無差別攻撃の、これらの問題に関する全ての関連諸決議に沿った、武力紛争の全ての当事者による直ぐのまた完全な停止を要求し、そして国際人道法の違反および人権違反と侵害に責任を有する者は責任を問われなければならないことを強調し、

スーダン政府の治安部隊による子どもの勧誘と使用を防止するため、国際連合とスーダン政府との間の 2016 年 3 月の行動計画の署名を歓迎し、その履行に関する継続した進展を促し、そして正義と平等運動（JEM）ージブリ部隊に対し、適用可能な国際法に違反した子どもの勧誘と使用を慎むことを促し、

スーダン全体並びに同地域の安定に関するダルフルにおける暴力の悪影響についての安保理の懸念を再確認し、スーダンとチャドの間の現行の良い関係を歓迎し、そしてスーダンと同地域の諸国に対し、ダルフルとより広い地域における平和と安定を達成するため協力することを続けることを奨励し、

特にジュベル・マラ地区において、IDPs を含む、文民に対して、スーダン政府の治安部隊、その代理人、およびスーダン政府に反対するものを含む、武装集団により、犯された国際人道法違反および人権侵害と虐待を憂慮し、

スーダン政府と 1591（2005）の第 3 項に従ってもともと任命された、専門家パネル（以下「同専門家パネル」）との間の、その任務の過程における、協力を改善する必要性を強調し、地域におけるその自由な移動と地域に対する、特に武力紛争の地域および人権侵害や虐待並びに国際人道法違反が報告された地区に対するアクセスを確保することによるものを含めて、その任務と十分に協力するというダルフルにおける全ての当事者への安保理の呼びかけをくり返し表明し、同専門家パネルの活動に対し

てスーダン政府により課されたあらゆる継続した障害や妨害に継続した懸念を表明し、

同専門家パネルによる報告書（S/2017/22）を想起し、そして同パネルの勧告を、同委員会を通して、更に研究しそして適切な次の措置を審議する安保理の意図を表明し、

国際連合活動およびそのような活動に従事する要員に対して、適用可能な場合には、特権および免除に関する国際連合憲章の規定、並びに国際連合特権免除条約を尊重する必要性を強調し、

近隣諸国並びに地域的および準地域的機構が、これに関連して果たすことができる主要な役割を含む、制裁体制の効果的な実施の非常に重要なことに留意し、そして協力を更に高めるための取組を奨励し、

全ての国家、特にスーダン政府を含む同地域の国家に、諸決議 1556（2004）、1591（2005）、および 1945（2010）に含まれた義務、とりわけ武器および関連物資に関するその義務を思い出させ、

スーダン政府に対し、ダルフルにおける緊急事態を解除すること、表現の自由を認めることそして誰が行ったものであれ、人権侵害や虐待および国際人道法違反に対する責任を確保するため効果的な努力に着手することを含めて、そのあらゆる公約を果たすことを求め。

ダルフルにおける敵対行為、IDP s を含む一般住民に対する暴力または脅迫は、敵対行為の完全なまた恒久的な停止を危険に晒すかまたは損なうこと、そして DDPD の目的と一致しないことに留意し、

スーダンにおける事態は、同地域における国際の平和および安全に対する脅威を構成し続けていることを認定して、

国際連合憲章の第7章にもとづいて行動して、

1. 決議 1591（2005）に従ってもともと任命されそして諸決議 1651（2005）、1665（2006）、1713（2006）、1779（2007）、1841（2008）、そして 1891（2009）、1945（2010）、1982（2011）、2035（2012）、2091（2013）、2138（2014）、2200（2015）および 2265（2016）により以前延長された専門家パネル

の職務権限を、2018年3月12日まで延長することを決定し、遅くとも2018年2月12日までに職務権限を再検討しそして更なる延長に関して適切な行動を取る安保理の意図を表明し、また事務総長に対し、可能な限り迅速に、基礎となっている取極を含む、必要な行政措置を講じることを要請する。

2. 専門家パネルに対し、遅くとも2017年8月12日までにその活動に関する最初の報告書を同委員会に、そして、同委員会との議論の後で、その所見と勧告と共に、遅くとも2018年1月12日までに安保理に最終報告書を提出することを要請する。

3. 専門家パネルに対し、パネルの旅行を含む、その活動に関して同委員会に三か月毎に最新情報を提供することを要請し、そしてその職務権限の遂行に対して遭遇したあらゆる障害並びに制裁体制のいずれかの部分の違反は、直ちに報告されることを要請する。

4. 専門家パネルに対し、この決議の第3項で特定された時間枠で、決議1945(2010)の第10項の実施および有効性について、報告することを要請する。

5. 専門家パネルが、決議2265(2016)の採択以来、ダルフールにアクセスすることができないことに懸念を表明し、その職務権限の端から端まで全体で、その職務権限を遂行するためダルフールのあらゆる所への完全且つ妨害のないアクセスを有する同パネルの必要性を強調し、スーダン政府が、その職務権限の活動期間の間専門家パネルの全ての構成員に時宜を得た数次入国査証を発することにより、また当該パネル構成員に対するダルフール渡航許可要件を放棄することによるものを含めて、専門家パネルの活動に対して課されたあらゆる制約、制限および官僚的障害を除去しそして同パネルとのその協力と情報共有を高めることを主張し、そして同パネルが、そのような問題に関するスーダン政府の協力の程度を監視することを強調する。

6. ダルフールにおける平和と安定を促進する、ダルフール国際連合／アフリカ連合同ミッション(UNAMID)、国際連合事務総長、AUHIP、共同特別代表、および同地域の指導者の取組に対する安保理の支援をくり返し表明する。

7. 非署名集団に対し、敵対行為の停止と包括的な政治的対話に向けた、先に進める実行可能な方法を決定することにおける重要な里程標としてAU行程表に緊急に署名することを促す。

武器禁輸

8. 技術援助および訓練、財政的またはその他の援助および予備部品、兵器システムや関連物資の提供を含む支援のスーダンに対する直接または間接の供給、販売若しくは譲渡が、パネルにより特定された航空機を含めて、諸決議 1556 (2004) および 1591 (2005) に違反して用いられている軍用航空機を支援するためスーダン政府により用いられ得ることに安保理の懸念を表明し、そして全ての国家に対し、決議 1591 (2005) に含まれた措置に照らしてこの危険性に注意することを促す。

9. ダルフール地域への軍用装備および援助物資の移動についての同委員会からの事前の承認を要請する要件を含めて、決議 1591 (2005) の下でのスーダン政府の義務を想起する。

10. スーダン政府に対し、同地域における不安定の原因にまたなる、ダルフールにおける小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用に対処すること、そして更に小型武器の所蔵の安全且つ効果的な管理、貯蔵および安全、並びに余剰の、押収された、印のない、または違法に所持された兵器や弾薬の収集および／または廃棄を確実にすることを求め、またスーダン政府およびその他の署名者に対し、武装解除、動員解除および社会復帰を実施しそして完了するため DDPD の下での自らの公約を迅速に遂行することを求める。

11. ある品目が、軍事目的のために転換させられそしてダルフールに移送され続けていることに安保理の懸念を表明し、そして全ての国家に対し、決議 1591 (2005) に含まれた措置に照らしてこの危険性に注意することを促す。

履行

12. 決議 1945 (2010) の第9項および決議 2035 (2012) の第4項において更新された、決議 1556 (2004) の第7項および8項並びに決議 1591 (2005) の第7項に含まれた措置の継続した違反を非難しそして同委員会に対し、その職務権限と指針に沿って、委員会がそのような違反またはこれらの措置の不遵守のあらゆるその他の行為を促進していると信じる合理的な根拠を提供している信頼に足る情報があるとみなすことについて、加盟国と可及的速やかに協議することを指示する。

13. 指定された個人についての渡航禁止と資産凍結が、全ての加盟国により履行されていないこと

に安保理の懸念を表明し、同パネルに対し、可及的速やかに渡航禁止と資産凍結の可能性のある不遵守に関するあらゆる情報を同委員会と共有することを要請し、そして同委員会に対し、全ての関連する当事者と直ぐに関与することによるものを含めて、決議 1591 (2005) の第 3 項と決議 1672 (2006) の加盟国による不遵守のあらゆる報告に効果的に対応することを指示する。

14. 全ての国家、特に同地域の国家が、決議 1591 (2005) の第 3 項に従って、同委員会により指定されたあらゆる個人の自国領域への入国または自国領域を通った通過を防止するため必要な措置を講じるものとするをくり返し表明し、そしてスーダン政府に対し、これに関連してその他の国々との協力と情報共有を強化することを求める。

15. 全ての国家、特に同地域の国家に対し、対象を特定した措置を課すことを含めて、諸決議 1591 (2005) と 1556 (2004) により課された措置を実施するために取ってきた行動について同委員会に報告することを促す。

16. 完全遵守を確保することを目的に、最初の報告書に続いて、諸決議 1591 (2005) と 1945 (2010) において課された、措置の完全且つ効果的な実施に対する障害を含めて、履行状態を再検討する、安保理の意図を表明する。

17. スーダン政府の数人の個人とダルフルールにおける武装集団が、文民に対する暴力を犯し、和平プロセスを妨害し、そして安保理の要求を無視していることを憂慮し、決議 1591 (2005) の第 3 項(c) の一覧表掲載基準を満たす個人と団体に対して対象を特定した制裁を課す安保理の意図を表明し、また同専門家パネルに対し、合同アフリカ連合／国際連合仲介と調整して、一覧表掲載基準を満たす可能性のあるあらゆる個人、集団または団体の名前を適切な場合に同委員会に提供することを奨励する。

18. UNAMID に対する攻撃は、2016 年よりはそれほど多くないことを認めると同時に、そのような攻撃を憂慮し、そしてスーダン政府に対し、同専門家パネルの 2014 年、2015 年および 2016 年の最終報告書の見解、並びに 2016 年 12 月 23 日の事務総長報告書 (S/2016/1109) を考慮しつつ、迅速に調査しそして実行者を訴追することを求め、そして諸政府およびこれらの殺害された者の家族に対する安保理の深い弔意を再確認する。

19. 文民および民用物を武力紛争から生じる危険に晒すやり方で軍事的優位を得るために、スーダ

ン政府に反対するものを含む、武装集団による、民間の世帯、特に IDPs のためのキャンプ、の使用を非難する。

20. 同専門家パネルに対し、ダルフルールにおける文民および UNAMID 要員に対する攻撃における資金調達と武装した、軍のそして政治的集団の役割を調査することを続けることを要請する。

21. そのような攻撃を、計画し、支援しまたは参加する個人および団体は、ダルフルールにおける安定に対する脅威を構成しそしてそれ故決議 1591 (2005) の第 3 項(c)に規定された指定基準を満たす可能性があることを想起し、そしてそのような攻撃を計画し、支援しまたは参加する個人および団体対象を特定した制裁を課す安保理の意図を表明する。

22. 同専門家パネルに対し、ダルフルールにおける武装集団の資金調達のあらゆる手段を調査することを要請する。

協力

23. スーダン政府に対し、国際人道法を含む、国際法および人道、公平、中立並びに独立を含む、国際連合人道支援指導原則に従った、新しい追い立てにより影響を受けた者を含めて、ダルフルールの全てにおいて、特にジュベル・マラにおいて文民を保護するために導入した措置、平和維持要員および人道要員に対する攻撃に対して実施された調査および着手された責任追及措置を含む、文民の不法な殺害およびその他の人権違反や侵害並びに国際人道法違反に対して実施された調査および着手された責任追及措置、そして専門家パネル、UNAMID および人道機関並びに要員がアクセスを拒否されてきた、ダルフルール中の地区および特に人道危機により影響を受けたジュベル・マラ地域の一般住民の状況、およびこれらの地区に対する人道的救援のための時宜を得た、安全なまた妨害のないアクセスを許すために取られた措置、に関する同委員会の要請に反応することを促す。

24. 同パネルの報告書を利用しそして他のフォーラムにおいて為された活動を上手く利用した、同委員会の活動を歓迎し、そして全ての国家、関連する国際連合機関、アフリカ連合およびその他の関係当事者に対し、特に決議 1591 (2005)、決議 1556 (2004) および決議 1945 (2010) により課された措置の実施について任意であらゆる情報を提供することにより、同委員会および同専門家パネルと十分に協力することまた情報の要請に対して時宜を得た対応を提供することを促す。

25. 同専門家パネルに対し、UNAMID の活動と、ダルフルールにおける政治過程を促進する国際的な取組と、そしてその職務権限の実施に関連するとして、安全保障理事会により設立されたその他の専門家パネルまたは専門家集団と、適切な場合にはその活動を調整することを続けることを要請する。

26. 同専門家パネルに対し、その最初の報告書と最後の報告書において、決議 1556 (2005) の第 7 項と第 8 項、決議 1591 (2005) の第 7 項、そして決議 1945 (2010) の第 10 項により課された措置の全ての当事者による違反を削減することに向けた進展をそして政治過程に対する障害、ダルフルールと同地域における安定に対する脅威、一般住民に対する攻撃、性的およびジェンダーに基づく暴力、子どもに対する侵害や虐待に関与するものを含む、国際人道法の違反または人権違反若しくは侵害、並びに上記諸決議のその他の違反を取り除くことに向けた進展を評価すること、そして決議 1591 の第 3 項(c)における一覧表掲載基準を満たす個人や団体に関する情報を同委員会に提供することを要請する。

制裁委員会

27. 措置の実施を議論するため同委員会と会合するそのような国家の代表を招請することによるものを含めて、関心のある加盟国、特に同地域におけるものとの対話を奨励する同委員会の職務権限を再確認しそして同委員会に対し、UNAMID とのその対話を継続することを更に奨励する。

28. この決議に定められた措置の完全実施を確保するため、必要に応じて、関係する加盟国との定期協議を開催することの重要性を強調する。

29. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。